

令和 4 年 6 月 22 日現在

機関番号：16301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23164

研究課題名（和文）団体の意思決定規範と構成員の権利保障の相関性 - ドイツ法の「情報権」概念の検討 -

研究課題名（英文）The Correlation between the Decision-making Norms of Associations and the Guarantee of the Rights of their Members - Examination of the concept of "right to information" in German law -

研究代表者

西脇 秀一郎 (Shuichiro, Nishiwaki)

愛媛大学・法文学部・講師

研究者番号：70843556

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、非営利団体の構成員が団体の運営・保管文書にかかわる情報を適正に取得・共有し、それに基づいて団体運営に参加するための基礎的な権利・権限を「情報（請求）権」と定義した上で、当該権利に関する日独の法状況の分析を行った。とりわけ、当該権利の一種に数えられる民法上の組合の組合員の「検査権（監視権）」の法的性質と積極的意義とを明らかとしている。

本研究では、非営利団体のガバナンスに関する法解釈論上の課題の分析に加え、財産管理を目的とする団体への調査研究により、実際の団体運営における実践的な課題を分析しており、情報へのアクセスを保障する観点から構成員の権利保障の必要性を提示している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

非営利団体が持続的に営まれ、その活動への積極的な参加を欲する構成員が存在する局面では、円滑な団体活動の実効性を確保しつつ、構成員が団体の意思の決定・執行に参加するための権利（権限）を適正に保障すべきことが求められる。本研究は、ドイツ法上の「情報（請求）権」の理論展開の一端を検証した上で、その一種に数えられる民法上の組合の「検査権（監視権）」について、（社団型団体の法律関係と比定しつつ）その内容と積極的意義を明らかとした点に意義がある。

また、本研究では、財産管理を担う団体の実態（実体）面の調査研究を行い、運営に伴う実際上の課題を析出した上で、情報の取得にかかわる権利保障の実践的な意義を検証した。

研究成果の概要（英文）：In this research, the legal situation in Japan and Germany concerning the "right to request information", which is the basic right and authority for members of non-profit associations to properly acquire and share information related to the management and custody of the association and to participate in the management of the association based on that information, was grasped and analyzed. In particular, it clarifies the legal nature and positive significance of the "right to inspect (right to monitor)" of union members under the Civil Code.

In addition to the analysis of legal interpretation issues related to the governance of non-profit associations, this research analyzes practical issues in the actual management of associations through research on associations aiming at asset management, and presents the necessity of guaranteeing the rights of members from the viewpoint of guaranteeing access to information.

研究分野：民法

キーワード：社団 民法上の組合 構成員権 検査権（調査権・監視権） 情報（請求）権 閲覧請求権 謄写請求権

1. 研究開始当初の背景

法人格を有するか否かにかかわらず、各種の団体（社団・組合）において意思決定を行う際には、団体内の構成員間ないし意思決定機関（および業務決定・執行機関）において、いわゆる「団体的拘束力」を伴う意思形成が行われ、そのもとで決定された意思に基づき事業・業務の執行が行われる。その際の意思決定は、構成員の全員一致がある場合だけでなく、ときとして（単純・特別）多数決に依ることも少なくはない。

社会に存在する多彩な団体において、その活動・運営を実効的に執り行うためには、団体内での円滑な意思決定が欠かせない。しかし、その場面では、団体の構成員間で意見が分かれることもあり、団体全体（または多数構成員）と個別の（少数）構成員との利益・利害をどのように調整するかが求められる。そして、その調整を考える際には、そもそも多数決による「団体的拘束力」がなぜ正当化されるのか、その理由づけの根拠・内実も問われうる。

従前にも、団体への加入や離脱の自由との関係から、団体活動と構成員の権利保障との調整を考察する視点などが示されているが、団体活動が継続され、その活動に積極的に参与することを欲する構成員が存在する局面においては、「団体的拘束力」を伴う円滑な団体活動の実効性を確保しつつ、他方で、（個別の）構成員の団体への参与にかかわる権利（権限）の保障を適正に考慮することが求められる。その際には、構成員が、団体運営情報を適切に取得・共有した上で、団体活動の決定と執行の各局面に携わることも重要となる。

団体のガバナンスに伴う課題は、従前、民法学に比して会社法学において積極的に論じられ、非営利法人の基礎法とされる一般社団法人及び一般財団法人の立法の際も、会社法上の規律が大部分において参照されている。しかし、その一方で、近時ではむしろ営利団体とは性格の異なりうる非営利団体固有の基礎理論を再検証することの必要性も謳われている。

そうすると、非営利団体の構成員の権利（権限）保障の固有の課題を捉え、その法的枠組みを（再）検証するためには、構成員が継続的に適正な団体運営に参与する局面を対象として、保障されるべき構成員の基礎的な権利とは何かを問うことも必要となる。

2. 研究の目的

本研究は、非営利団体（社団ないし組合）を対象とし、ドイツ法上の理論展開を参考として、構成員が適正な情報の取得・共有に基づき団体運営に参与するための基礎的な権利を「情報（請求）権」と定義づけ、その権利保障が適正な団体運営に（どのように）役立ち得るか、および、団体的な拘束力の正当性を根拠づける諸要因・条件となりうるかについて、まずは端的な検討を行うことを目的とするものである。

構成員の「情報（請求）権」に関するドイツ法上の議論は、民法学および会社法学において、法人格のない社団や民法上の組合だけでなく、各種の会社形態、協同組合、そのほかの社団法人形態をも幅広く対象とした上で横断的に論じられているため、本研究では、とりわけその中でも、（社団の法律関係との比定を企図しつつ）民法上の組合における「検査権（監視権）」の考察を行い、日独において、いかなる理由のもとで民法上の組合の組合員に団体運営情報へアクセスするためのきわめて強固な権限が認められているかを検討することとした。

3. 研究の方法

初年度である2019年度では、ドイツ法（会社法学ないし民法学）上の「情報（請求）権」概念にかかわる文献の収集・読解・検証を進めるとともに、日本法において、非営利団体の構成員が団体運営情報にアクセスすることが必要となる問題場面の整理と、各種の団体（社団ないし組合など）における法的枠組みの現況・課題把握の分析を行った。

上記の検証によれば、ドイツ法では、会社法上の株式会社・有限会社・人的会社（持分会社）の規律を踏まえて学説（理論）上で構成員の「情報（請求）権」が論じられていることから、2020年度以降は、研究期間の制約を考慮に入れ、より考察対象を絞り込み、（個別の）構成員が団体運営情報を取得しうる権利（検査権〔監視権〕）につき、日独で共通して、きわめて強固な保障がなされている民法上の組合の規律を主たる考察対象とし、関連する文献を渉猟・分析した。

以上の法解釈上の分析・検討に加え、社会に実在する各種の団体において、実際にいかなる形で団体運営にかかわる問題が生じているかを把握するため、地域の資源・財産管理を担う団体（マンション管理組合、地縁団体、協同組合、入会団体〔集団〕など）を主な対象として、その実態（実体）面の調査研究を並行して進めた。

4. 研究成果

本研究においては、少なくとも次のことを明らかにしたといえる。

（1）「情報（請求）権」

ドイツ私法学では、学説上において、株式会社や有限会社などの営利団体に加え、非営利の社団ないし民法上の組合などをも含め、それらの団体の構成員が団体運営情報や保管文書を集団的または個別的に取得することのできる各種の権利・権限について、「情報（請求）権」とする

概念のもとで包括的に考察の対象とし、意思決定に参与する場面や業務執行を監督・是正する場面などの団体活動の各局面において、団体の構成員が各種の情報に（事前・事後に）アクセスすることの重要性が解釈論上も意識されていた。そのため、このような「情報（請求）権」は、団体（Verband）一般に通ずる基礎的な構成員権の一つとみなす学説も存在する。また、近年の研究によれば、当該権利の思想的萌芽は、19世紀にみられるとも指摘されており、（主に会社法学を中心とはするものの）現在に至るまで一定の継続的な議論の蓄積が存在した。

（２）分析対象の画定

以上のように、「情報（請求）権」概念のもと、団体の構成員が有する各種の権利・権限（あるいは団体の理事や業務執行者が負いうる情報を提供・説明すべき義務）が論じられているために、その考察に際しては、本来は、非営利だけでなく営利を目的とするものを含めた各種の団体（法人・組合〔会社〕）形態に関する民法学および会社法学の議論を精緻に分析する必要がある。本研究では、研究期間の制約を踏まえて、ドイツ私法上でも「情報（請求）権」の一種に数えられ（その中でもきわめて強固な権利の内容を有し、かつ、個別の構成員が単独で行使できるものと数えられ）、日独で共通した規律が存在する民法上の組合における組合員の「検査権（監視権）」（Kontrollrecht）概念の規律内容とその意義に関する分析を進めた。

（３）組合理型団体における「検査権（監視権）」の意義

当該分析のもとで得ることができた成果によれば、民法上の組合の組合員の「検査権（監視権）」（Kontrollrecht）は、各組合員がその地位に基づき業務の決定・執行の監督をし、運営に関与（参与）をする局面において積極的な意義を有し、それゆえに全ての組合員に（特に日本法においては強行法的に）保障された権利であることを明らかとなった。もっとも、ドイツ民法では、当該権利を定める規定について、一応は任意法性を有するとされ、組合員の検査権を制限する当事者間の合意（特約）も有効であるものの、完全に当該権利（の帰属・行使）を排斥するような定めは無効とされるという意味で、強行法性を有するとされた。なお、本研究では、日独の比較に加えて、若干の検討にとどまるものではあるが、日本法の検査権の規定の起草の際に参照されたスイス債務法 541 条の当該権利（Kontrollrecht）の検証も行い、それらとの比較のもとで、日本法における検査権の意義とその権利の内実・射程を明らかとした。

なお、2021 年にはドイツにおいて人的会社法の現代化に関する大規模な改正法が成立し、当該改正法は 2024 年から施行される予定となっている。当該改正法は民法上の組合に関する規律の変更を含むものであるため、それにより、従前の検査権（Kontrollrecht）の規律と、委任契約の規定の準用に基づき組合の業務執行者が負うべき（組合全体に対する）報告義務を定める規律とを結合する形で、より一般に組合員の「情報（請求）権」に関する規律が新たに整備された。このことは、最新の立法においても、「情報（請求）権」にかかわる議論が意識されていることを推察しうる例ともいえるが、このような変更の背景と意義の分析については、本研究期間内では十分に検討し尽くすことができなかつたため、今後研究すべき課題を明らかとしたことが本研究における成果となる。

（４）実態（実体）の把握

そのほか、本研究では、以上の法解釈論上の検討と並行して、隣接諸科学との学術交流および行政官庁ないし後述の各種団体の実務担当者との意見交流に取り組み、団体の運営に関与（参与）する権利保障の意義の考察に際し、地域資源・財産の管理を担う団体活動の実態（実体）を適切に把握するための調査研究を行った。とりわけ、地縁団体（自治会・町内会）、（林地管理を目的とする）NPO 法人、入会団体（集団）、各種の協同組合、マンション管理組合（区分所有者団体）の実態（実体）分析・調査により、それらの団体においても、団体の適正なガバナンスの構築が喫緊の課題となっており、構成員がどのように情報を取得し共有すべきかという問題についても、課題の一つとな（りう）ることを明らかとした。

（５）課題

本研究の今後の課題としては、前述したドイツ法における「情報（請求）権」にかかわる議論の全体像およびその枠組みをより精緻に分析し、非営利団体との関係で当該議論がどのような視座を有するのかを分析した上で、成果として取りまとめることが求められる。

この作業のためには、民法学だけでなく、株式会社・有限会社・人的会社（持分会社）などの規律にかかわる会社法学における学説・判例の展開を踏まえた検討・比較が必要となり、ドイツ法上でも「情報（請求）権」が会社法学を中心に議論されていることから、当該議論が非営利団体（社団・組合）に対していかなる意義を持ちうるかを含め、それらの網羅的な検討を要する。

また、日本における各種の団体のガバナンスに関して、実際にどのような課題が存在するのか、上記の情報にアクセスするための権利・権限がいかなる社会的（実践的）意義を持ちうるのかについても、実態（実体）面の調査研究を踏まえてより具体的に考察する必要がある。

短期的な研究期間上の制約および COVID-19 の流行が生じたことによる制約によって、本研究では十分に達成しえなかつたこれらの課題は、今後の研究において検討・分析を進めることとしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 西脇秀一郎	4. 巻 51
2. 論文標題 組合契約における共同の事業性と民法673条の業務及び財産状況検査権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 愛媛大学法文学部論集社会科学編	6. 最初と最後の頁 19-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 西脇秀一郎	4. 巻 52
2. 論文標題 協同組合論講座の実践例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 愛媛大学法文学部論集社会科学編	6. 最初と最後の頁 55-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 西脇秀一郎	4. 巻 42
2. 論文標題 新たな民事法制（物権法改正）と入会権・入会集団（団体）・認可地縁団体 - 第41回中日本入会林野研究大会の報告・討議に寄せて -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 入会林野研究	6. 最初と最後の頁 48-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 西脇秀一郎	4. 巻 52(1)
2. 論文標題 団体法の二元性（2） - ドイツ民法典社団法の原基的モデルの一考察 -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 183-223
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 西脇秀一郎	4. 巻 52(2)
2. 論文標題 団体法の二元性(3) - ドイツ民法典社団法の原基的モデルの一考察 -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 133-169
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件(うち招待講演 4件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 西脇秀一郎
2. 発表標題 組合契約の共同の事業性と民法673条の業務及び財産状況検査権
3. 学会等名 第18回関西西民事法若手研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 西脇秀一郎
2. 発表標題 民法と農地 - 各種の権利と所有・契約・団体の視点から -
3. 学会等名 令和2年度市町村農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会(主催:一般社団法人愛媛県農業会議・愛媛県農業委員会職員研究協議会)(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 西脇秀一郎
2. 発表標題 民法改正と消費者 - 自立(自律)した個人としての第一歩 -
3. 学会等名 令和2年度愛媛県「消費生活講座」(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西脇秀一郎
2. 発表標題 社団の意思決定規範と構成員の権利に関する一考察 - ドイツにおける個人権としての情報権の検討に向けて -
3. 学会等名 民商法研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 西脇秀一郎
2. 発表標題 公共団体とNPO法人による林地管理の一考察 - 滋賀県の事例を踏まえて -
3. 学会等名 龍谷大学里山学研究センター2019年度叢書合宿研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 西脇秀一郎
2. 発表標題 民法673条における組合契約上の業務及び財産状況検査権
3. 学会等名 第14回関西民事法若手研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 西脇秀一郎
2. 発表標題 組合契約上の業務及び財産状況検査権
3. 学会等名 取引法研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 牛尾洋也・伊達浩憲・宮浦富保・丸山徳次・秋山道雄・中川晃成・遊磨正秀・太田真人・高桑進・占部武生・水原詞治・林珠乃・猪谷富雄・西脇秀一郎・鈴木龍也・石塚武志・村澤真保呂・須川恒・谷垣岳人・好廣真一	4. 発行年 2020年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 272
3. 書名 森里川湖のくらしと環境 - 琵琶湖水域圏から観る里山学の展望 - (執筆担当部分:第11章 公共団体とNPO法人による賃貸借型の林地管理 私有地の所有と管理に伴う法的課題を踏まえて)	

1. 著者名 Mahoro Murasawa(ed)・Tokuji Maruyama・Shigeru Tanaka・Tatsuya Suzuki・Hiroya Ushio・Tomiyasu Miyaura・Shuichiro Nishiwaki・Masahide Yuma・Tamano Hayashi	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Union Press	5. 総ページ数 204
3. 書名 Satoyama Studies : Socio-ecological Considerations on Cultural (執筆担当部分:"Chapter 6 Issues accompanying Japan 's community association legal systems: Role of the association in community resource management")	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------